

警報が発表された場合の対応の具体について

七宗町教育委員会（H29.9）（H30.10 追加・変更）（R7.4 追加・変更）

■すべての警報

「特別警報」「大雨警報」「洪水警報」「暴風警報」「暴風雪警報」「大雪警報」の対応

登校前

警報が発表されている場合

- ① 6：30までに解除された場合は、平常通り授業を始めます。（放送なし）
- ② 6：30を過ぎても解除にならない場合は、臨時休業とします。

登校中

警報が発表された場合（※地震発生時も同様の対応とします。）

- ① 徒歩・自転車通学者・・・防災無線放送後、通学路を歩いて自宅へ戻ります。ただし、学校付近まで来ている場合は登校します。
バス通学者・・・バス乗車前は自宅へ戻ります。ただし、バス乗車後は登校します。

登校後

警報が発表された場合

- ① 「学校待機」を原則とします。
児童生徒を帰宅させる場合は、保護者への「引き渡し」を原則とします。
（引き渡しの時間は各学校が緊急メール等で保護者に連絡します。）

地域的な集中豪雨・道路通行規制の対応について

地域的な集中豪雨・道路通行規制の場合は警報中の措置に準じます。

道路通行規制（通行禁止等）の場合

<登校前>・・・6：30を過ぎても解除にならない場合は、臨時休業とします。

<登校後>・・・学校長の判断により行います。

小・中学校の通行禁止区間の児童生徒は原則「学校待機」とします。

児童生徒を帰宅させる場合は、保護者への「引き渡し」を原則とします。
（引き渡しの時間は各学校が緊急メール等で保護者に連絡します。）